

総社市告示第87号

総社市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等給付事業実施要綱（平成23年総社市告示第20号）の一部を次のように改正する。

令和5年6月29日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には、当該移動項を削り、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 略</p> <p>(令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に修業を開始する者の特例)</p> <p>2 略 (令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に修業を開始する</p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 略 <u>(令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に修業を開始する者の特例)</u></p> <p>2 <u>令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間にカリキュラムの修業を開始する場合における、第3条第2号、第5条第2項、第6条第1項第1号ただし書及び第9条第1項の規定の適用については、第3条第2号中「1年」とあるのは「6月」と、第5条第2項中「支給の申請があった日」とあるのは「支給の申請があった日（令和3年4月から令和3年6月までの間にカリキュラムの修業を開始した者であって、令和3年7月9日までに支給の申請があったものについては、修業を開始した日）」と、第6条第1項第1号ただし書中「12月」とあるのは「12月（修業期間が12月未満であるときは、当該期間。次号において同じ。）」と、第9条第1項中「翌月10日」とあるのは「翌月10日（令和3年4月及び5月の出席状況等については、令和3年7月9日）」とする。</u> (令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に修業を開始する者の特例)</p> <p>3 略</p>

改正後	改正前
<p><u>者の特例)</u> <u>3 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間にカリキュラムの修業を開始する場合における、第3条第2号、第5条第2項、第6条第1項第1号ただし書及び第9条第1項の規定の適用については、第3条第2号中「1年」とあるのは「6月」と、第5条第2項中「支給の申請があった日」とあるのは「支給の申請があった日（令和5年4月から令和5年6月までの間にカリキュラムの修業を開始した者であって、令和5年7月10日までに支給の申請があったものについては、修業を開始した日）」と、第6条第1項第1号ただし書中「12月」とあるのは「12月（修業期間が12月未満であるときは、当該期間。次号において同じ。）」と、第9条第1項中「翌月10日」とあるのは「翌月10日（令和5年4月及び5月の出席状況等については、令和5年7月10日）」とする。</u></p>	

附 則

この告示は、公布の日から施行する。